

第1章 生物多様性地域戦略とは

第1節 生物多様性とは

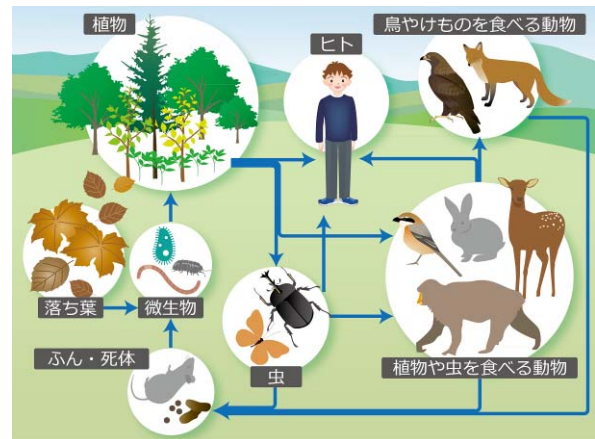
1-1 生物多様性とめぐみ

地球上には、多くの種類の生物がいて、お互いに影響しあいながら生命を育んでいます。そして、“ヒト”もその中の一つです。生物多様性がもたらす様々なめぐみ（生態系サービス）は、私たちの生活や産業を支えています。

■ たくさんの生物がつながりあう

地球上には現在、名前がついているもので175万種、実際は3,000万種の生物がいるといわれています。これらの生物は地球に生命が誕生して以来、何十億年もの長い年月の中で様々な環境に適応し、また、生物同士で影響を及ぼしながら多様な種に進化してきました。

このように多くの種類の生物がいて、それらが様々な形でつながりあっていることを「生物多様性」といいます。私たち“ヒト”もその生物の一つであり、他の生物とつながりながら生きているのです。



生物のつながり

■ 生物多様性の3つの視点

生物多様性とは、単に生物の種類が多いだけではなく、「遺伝子の多様性」「種の多様性」「生態系の多様性」という3つの視点で捉えることができます。

遺伝子の多様性

同じ種でも、形や模様等に多様な個性があることをいいます。例えば、アサリの模様は様々ですが、これらは同じ種の遺伝子の多様性によるものです。



種の多様性

植物や動物、菌類等の様々な種が生息・生育していることをいいます。



生態系の多様性

森林や草地、河川、海岸等いろいろなタイプの自然環境があることをいいます。



■ 私たちの生活と生物多様性のめぐみ（生態系サービス）

私たち人の生活は、生物多様性からもたらされる様々なめぐみによって支えられています。例えば、燃料や食料等生活に必要な衣食住の素材を得る、空気や水等をきれいな状態に保つ、文化を生み出す源となる等、いずれも私たちが健康で文化的な生活を送るためには不可欠なものです。このような生物多様性のめぐみは、「生態系サービス」と呼ばれ、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4つに分類されています。

私たちが今後も末永く生態系サービスを得ていくことを可能にするには、その源である生物多様性を維持していくことが重要です。



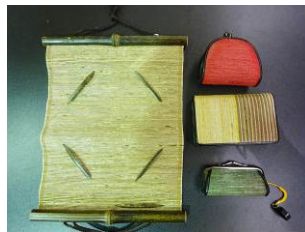
4つの生態系サービス

▶供給サービス

「供給サービス」とは、食料や繊維、木材等、私たちの生活に必要なものを供給してくれるめぐみのことです。植物抽出成分による医薬品開発、品種改良、生物の形態や機能を利用するネイチャーテクノロジー（バイオミクリー）の分野も含まれます。



食料



繊維（掛川葛布）



木材



医薬品



コラム

本県の産業を支える生物多様性



農林水産業

本県では、お茶やわさび、みかん等の農業、きのこ栽培や木材生産等の林業、サクラエビやニホンウナギ、カツオ、マグロ等の水産業が営まれており、全国シェア1位のものも多くあります。

これらの農林水産業はその地域にあった自然のめぐみを活用しつつ、先人たちの絶え間ない努力により発展してきました。また、持続可能な利用を図っていくために様々な工夫がされてきました。



お茶



わさび



みかん



サクラエビ



ニホンウナギ

製造業

本県には多くの地場産業があります。例えば、東部地域では森林資源や地下水等豊富な自然資源を活用した製紙産業、中部地域では家具や仏壇、西部地域では繊維、楽器等の産業が発展しました。このような地場産業が発展し、2015年（平成27年）の製造品出荷額等は全国第4位となる等、「ものづくり県」として有名になりました。全国的にみると「飲料・たばこ・飼料」「パルプ・紙」「ゴム製品」「木材・木製品」等の産業の比率が大きくなっていますが、これらは生物多様性のめぐみを活かしたものであることが分かります。



製紙産業の盛んな県東部

コラム

ネイチャーテクノロジー（バイオミミクリー）

自然界にある形態や機能をまねしたり、そこからヒントを得ることで問題を解決したり、画期的な技術革新をもたらすことがあります。これを生物のまねという意味から「ネイチャーテクノロジー（バイオミミクリー）」といいます。カワセミのくちばしをまねてデザインされた空気抵抗の少ない新幹線の先頭車両や、オナモミの実をまねてつくられたマジックテープ等が分かりやすい例です。

▶調整サービス

「調整サービス」とは、自然災害や急激な気候変動を抑えることによって、私たちの安全・安心な生活を守ってくれるめぐみのことです。例えば、森林が保水し、その水が少しずつ流れ出すことにより、水源かん養につながるとともに、洪水や土砂災害、干ばつの発生を防いでいます。また、樹木による防風、生物による水の浄化、天敵となる生物による病害虫の発生抑制等の機能も含まれます。



水源かん養



防風垣



水生植物による水質浄化



病害虫の抑制

コラム

森林（もり）づくり県民税



本県では、荒廃した森林を再生し、土砂災害の防止や水源のかん養等の「森の力」を回復させる「森の力再生事業」の財源として、「森林（もり）づくり県民税」を2006年（平成18年）度から導入しています。この税は、公益的機能の低下した森林の機能を回復させることを目的としており、私たちが生態系から享受している調整サービスを今後も維持するために、期限を定めて対価を支払うという考え方で成り立っています。



人工林再生整備

【資料：西部農林事務所】



竹林・広葉樹林等再生整備

【資料：志太榛原農林事務所】

▶文化的サービス

「文化的サービス」とは、様々な生物や地域の風土が織りなす豊かな自然環境によってもたらされる心身の安らぎや満足感等、私たちの精神を豊かにしてくれるめぐみのことです。例えば、祭りや文化財として継承されたり、芸術や宗教の源泉となったり、釣りやバードウォッチング、自然観察等の自然とのふれあいを楽しんだりするものが含まれます。



文化財（天然記念物）



芸術の源泉・富士山



釣り



自然観察

▶基盤サービス

「基盤サービス」は、上記3つのサービスが機能することを支える基盤のめぐみです。例えば、植物が光合成によって二酸化炭素を吸収して酸素を供給したり、枯れ木や落ち葉を微生物が分解することにより土壌をつくり出したり、昆虫が花粉を運ぶことで植物が受粉する等がこれに当たります。



光合成による酸素供給



ミミズによる土壌生成



菌類による有機物の分解



昆虫による受粉



静岡名産のお茶

チャ

チャはツバキ科の常緑広葉樹で、中国種とアッサム種があります。日本でのチャの自生説を裏付ける証拠がないことや遺伝的な解析結果から、チャは中国から平安時代（約1200年前）に渡来した中国種が普及したものと考えられています。

日本一の茶どころ静岡

本県は地勢や気候等の環境がお茶の栽培に適しており、古くから茶の名産地として知られています。鎌倉時代に聖一国師が宋よりお茶の種子を持ち帰り、静岡市郊外の足久保に植えたのが始まりという言い伝えがあります。明治維新の頃になると、初代静岡県知事の関口隆吉をはじめとする徳川藩士等による牧之原台地の開墾により、日本一のお茶生産地となりました。現在では、牧之原、磐田原、愛鷹山山麓、富士山西麓、安倍川・大井川・天竜川流域の山間部等をはじめとするお茶の産地があり、全国の茶園面積・収穫量の約40%を占めています。なお、煎茶としての品質が極めて良好な品種「やぶきた」は、茶の品種改良の先駆者の1人である静岡市出身杉山彦三郎氏が1908年（明治41年）に見つけ出したもので、原樹は1963年（昭和38年）に県の天然記念物に指定されました。現在栽培されているお茶のうち、全国では8割弱、本県では9割以上をこの「やぶきた」が占めています。



チャ



自然資本

自然環境を、国民の生活や事業者の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える「自然資本」という考え方が注目されています。自然資本は森林、土壌、水、大気、生物資源等の自然環境によって形成される資本のことで、自然資本から生み出されるものを「生態系サービス」として捉えることができます。自然資本の価値を適切に評価し、管理していくことが県民の生活を安定させ、事業者の経営の持続可能性を高めることにつながると考えられます。

【資料：平成26年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省、2014年（平成26年））】

1-2 歴史と固有性

すべての生物がそれぞれに唯一の歴史を持っています。また、地域の生物が複雑に関わりあって成り立つ生態系も、それぞれの生態系が独自の歴史を持っています。

長い地質学的な時間の上に、人が誕生して自然に関わり合いを持つことで作りあげられてきた環境は、地域ごとに固有な生態系を生み出しました。地域の生態系は現在、私たちの生活様式や文化を作り出す基盤となっています。



2016年（平成28年）に「静岡県の化石」として日本地質学会に選定されました。



掛川層群の貝化石

掛川層群は天竜川と大井川に挟まれた丘陵地に分布する地層で、その中でも大日（だいにち）層と呼ばれる今から約200万年前の地層からは、海生生物の化石が多く産出します。

■ 地質学的時間の生物進化

生命の誕生以来、生物は遺伝的な多様化や環境への適応を積み重ね、膨大な種類が地球上を埋めつくすようになっています。

静岡県でも非常に多くの種類の生物が見られますが、それらの存在はすべて進化の結果誕生したものです。長い地質学的時間のなかで、大陸や陸塊の地理的な接続と分断を繰り返し、大きな気候変動を何度も経験し、それぞれの生物が静岡県にやってきました。生態系も大きく変化しながら、あるものは絶滅し、あるものは生き残り、その結果、現在、私たちが見ることのできる生物・生態系が存在します。

南アルプスの高山や駿河湾の深海に暮らすような珍しい生物だけではなく、私たちが身近に見る草花や昆虫も、進化的な長い歴史のなかで静岡にたどり着き、今も暮らす貴重な存在です。なかには地球上で静岡でしか見ることのできない、イズカニコウモリやカケガワフキバッタ等の固有種も存在します。



イズカニコウモリ



カケガワフキバッタ

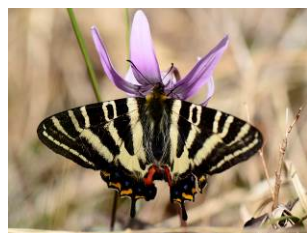
■ 1万年をこえる自然と人の関わり

人が農業を發明し、自然の森林を切り拓くことで、生まれた生態系があります。このような「里山」と呼ばれる環境は、人の活動によって維持されてきました。日本のような高温多湿で気候が安定している場所では、自然の状態では大部分が発達した森林で覆われます。

しかし、この1万年くらいの間に人が木を切ったり、草を刈ったり、火入れをすることで、明るい林や草地が維持されてきました。このような人の活動によって、そうした環境を好む大陸性の生物が日本列島で繁栄してきました。カタクリやギフチョウのような雑木林を好む種、キキョウやヒメシロチョウのような草地性の生物はその代表的な存在です。



カタクリ



ギフチョウ



キキョウ



ヒメシロチョウ

1-3 生物多様性に迫る危機

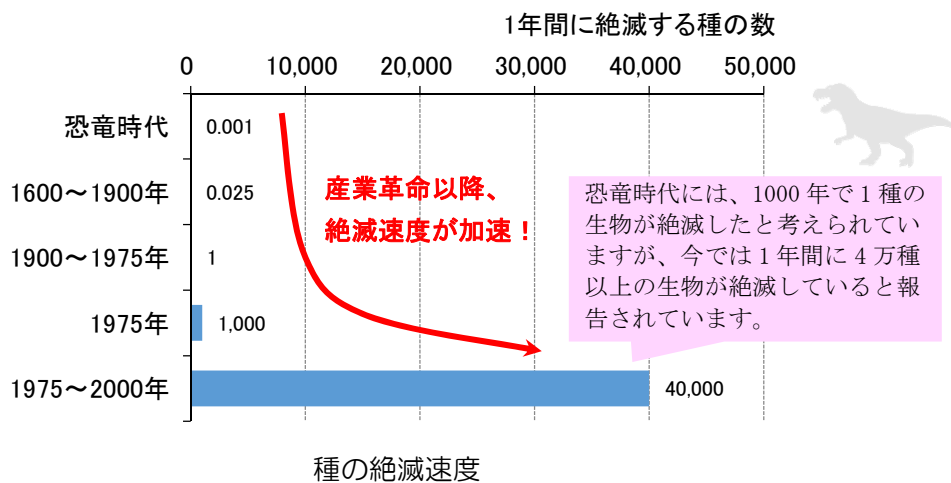
地球上に生命が誕生し、進化する中で数回の大量絶滅を迎えましたが、それを乗り越え生き延びたものの子孫が現在の地球上の生物たちです。

しかし、白亜紀の大量絶滅の後に多様化した新生代の生物も、再び種の数を減らしつつあり、とりわけ近年は、絶滅の速さが加速しているといわれています。その要因は何でしょうか？ここでは、生物多様性に迫る危機と私たちへの影響を紹介します。

■ 絶滅速度の加速

これまでの長い地球の歴史の中で、生物の絶滅は自然に起こってきました。しかし、産業革命以降、世界的規模で人の活動が発展するのに伴い、現在はその絶滅速度がさらに加速しています。

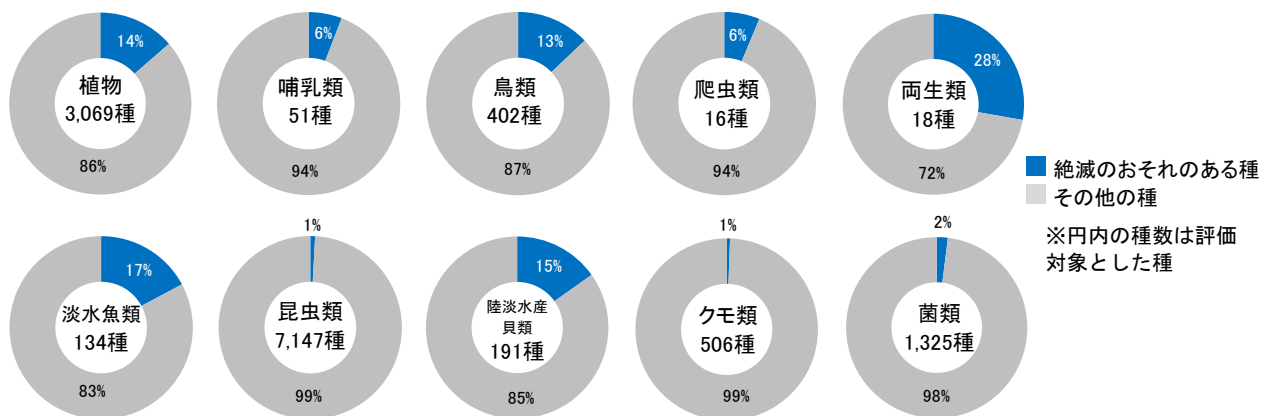
国際自然保護連合（IUCN）では、絶滅のおそれのある種をレッドリストとして公表しています。2017年（平成29年）2月に公表されたレッドリストによると、哺乳類の2割、鳥類の1割、両生類の3割が絶滅の危機にあるとされています。



【資料：沈みゆく箱舟（ノーマン・マイヤーズ著、1981年（昭和56年））】

■ 県内の生物にも迫る絶滅の危機

県内の生物にも絶滅の危機が迫っています。特に両生類（絶滅のおそれのある種の割合：28%）、魚類（同：17%）、陸・淡水産貝類（同：15%）、植物（同：14%）、鳥類（同：13%）等はその比率が高くなっています。また、2004年（平成16年）度の「静岡県版レッドデータブック」に掲載された絶滅のおそれのある種の割合と比較すると、特に魚類は12%から17%に増加しています。



県内の絶滅のおそれのある種の割合（評価対象とした種に対する割合）

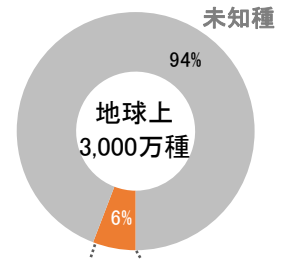
【資料：静岡県版レッドリスト2017（静岡県、2017年（平成29年））】



生物の種数と絶滅のおそれのある種の割合 ～世界・日本・静岡県の視点から～

世界で知られている種は約 175 万種

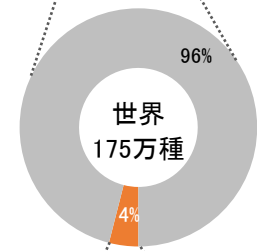
地球上には様々な種類の野生生物が生息・生育しており、現在でもその種数を正確に把握できていませんが、実際は 3,000 万種の生物がいるとされています。そのうち、国際自然保護連合 (IUCN) が 2017 年 (平成 29 年) 12 月に公表したレッドリスト (IUCN Red List version 2017-3) によると、現時点で既に知られている種は約 175 万種 (1,736,546 種) とされていますが、これは 3,000 万種いるとされる種数の約 6% に過ぎません。なお、レッドリストの評価対象種は約 9.2 万種です。



世界: 175 万種

日本における評価対象種は約 6.9 万種

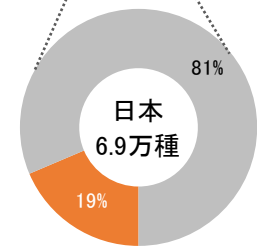
日本に生息・生育する野生生物は、環境省レッドリスト 2017 で評価対象としている動物、植物、菌類が約 5.9 万種 (約 59,020 種)、環境省版海洋生物レッドリストの評価対象としている海洋生物が約 1 万種 (約 10,120 種) であり、合計約 6.9 万種となっています。世界で既に知られている野生生物の約 4% が日本に生息・生育していることとなります。



日本: 6.9 万種

静岡県における評価対象種は約 1.3 万種

本県に生息・生育する野生生物は、静岡県版レッドリストで評価対象としている動物、植物、菌類が約 1.3 万種 (12,859 種) であり、日本で評価対象となっている野生生物の約 19% が県内に生息・生育していることとなります。



静岡県: 1.3 万種

絶滅のおそれのある種の割合

評価対象種に対する絶滅のおそれのある種 (絶滅危惧種) の割合は、世界では約 28%、日本では約 6%、本県では約 5% となります。

世界・日本・静岡県の生物の種数と絶滅のおそれのある種の割合

年度	世界	日本	静岡県
レッドリストの名称	IUCN レッドリスト ver. 2017-3 (2017 年: 平成 29 年)	環境省レッドリスト 2017 環境省版海洋生物レッドリスト (2017 年: 平成 29 年)	静岡県版レッドリスト 2017 ^{*1} (2017 年: 平成 29 年)
絶滅のおそれのある種	25,821 種	3,690 種	619 種
評価対象とした 県産種数 ^{*2}	1,736,546 種 (91,523 種)	(約 69,140 種)	(12,859 種 ^{*3})
評価対象種に占める 絶滅のおそれのある種 (絶滅危惧種) の割合	約 28%	約 6%	約 5%

*1: 静岡県版レッドリスト 2017 (2017 年: 平成 29 年) のみ海洋生物を含まない。

*2: 原則として在来種。植物では品種、雑種及び外来種を除いたもの、動物では外来種、偶産種等を除いたもの。

*3: 静岡県版レッドリスト 2017 (2017 年: 平成 29 年) で評価対象とした県産種数。

【資料: IUCN レッドリスト ver.2017-3 (IUCN、2017 年 (平成 29 年))、環境省レッドリスト 2017 (環境省 2017 年 (平成 29 年))、環境省版海洋生物レッドリスト (環境省 2017 年 (平成 29 年))、静岡県版レッドリスト (静岡県、2017 年 (平成 29 年))】

■ 生物多様性に迫る4つの危機

生物多様性に迫る危機として、国の生物多様性国家戦略では以下の4つの項目に整理されています。

▶ 第1の危機（開発等人の活動による危機）

森林伐採や農地転用、宅地造成、河川・海岸の直線化・固定化、水面の埋め立て等が進み、生物の生息・生育環境が破壊されることにより、多くの生物の個体数の減少につながっています。



直線化・固定化された河川
治水等の目的で直線化・固定化された河川では、生物が生息・生育しにくい環境となっています。



絶滅危惧Ⅱ類

ミナミメダカ
都市化とともに池や小川が埋め立てられ、身近な魚だったメダカ（ミナミメダカ）も絶滅が危惧されています。



準絶滅危惧

キンラン
キンラン等ラン科の植物の減少は、採取による影響が大きいとされています。

▶ 第2の危機（自然環境に対する働きかけの縮小による危機）

ライフスタイルの変化とともに、雑木林や草地が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の生物が絶滅の危機に瀕しています。また、林業生産活動の低迷による森林の荒廃や竹林の拡大が進み、森林の持つ水源かん養や土砂流出防止等の機能低下が懸念されています。

特に狩猟者の減少や里地里山をはじめとする中山間地域の荒廃等は、ニホンジカやイノシシ等一部の種の個体数増加の一因となり、地域の生態系に大きな影響を与えています。



絶滅

オオウラギンヒョウモン
1960年（昭和35年）代以降の草地の環境変化により、県内では絶滅してしまっているとされています。



絶滅危惧ⅠB類

オキナグサ
草地の管理放棄による樹林化等の影響でオキナグサも近年は減少しています。



手入れ不足の人工林

手入れ不足で林内が暗くなった人工林では、生物の多様性が低下しています。

▶ 第3の危機（人により持ち込まれたものによる危機）

外来生物が侵入することにより、在来生物の生育・生息場所が奪われたり、外来生物が在来生物を食べてしまったり、外来生物と在来生物の交雑による遺伝的な攪乱等が生じ、固有性が失われたり、生態系のバランスが崩れる等の問題が生じます。

また、毒性のある化学物質等が環境中に放出された場合、生態系に影響を与える可能性があります。



特定外来生物

ブルーギル
県内の沼や池に侵入し、その場所の生態系を破壊しています。

▶第4の危機（地球環境の変化による危機）

2014年（平成26年）11月にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が発表した「第5次評価報告書統合報告書」では、今世紀末には最大で気温が4.8℃、海面が82cm上昇するおそれがあると予測しています。これらの影響によって様々な生物の分布のほか、植物の開花や結実の時期、昆虫の発生時期等の生物季節に変化が生じると考えられています。



ライチョウ

南アルプスが世界の分布南限であるライチョウは、地球温暖化の進行に伴う生息域の減少により、絶滅のおそれがあります。

■ 生物多様性の損失による私たちへの影響

生物多様性が損なわれると、私たちの生活はどうなるのでしょうか。食料や燃料等の衣食住に必要な素材が手に入らなくなったり、空気や水等がきれいな状態に保たれなくなったりすることで、今までと同じような生活を送れなくなるかもしれません。さらに、伝統や文化を生み出す源が失われ、精神的な喪失感を味わうことになるかもしれません。



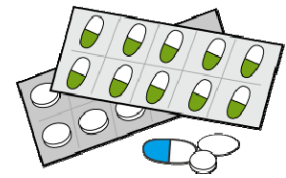
食材の減少や偏り、価格の高騰、食料不足が生じる可能性があります。



花粉を運ぶハチ等がいなくなると、受粉できず育つことができない植物が出てくる可能性があります。



森林が失われると、土砂崩れの発生や水資源が枯渇する可能性があります。



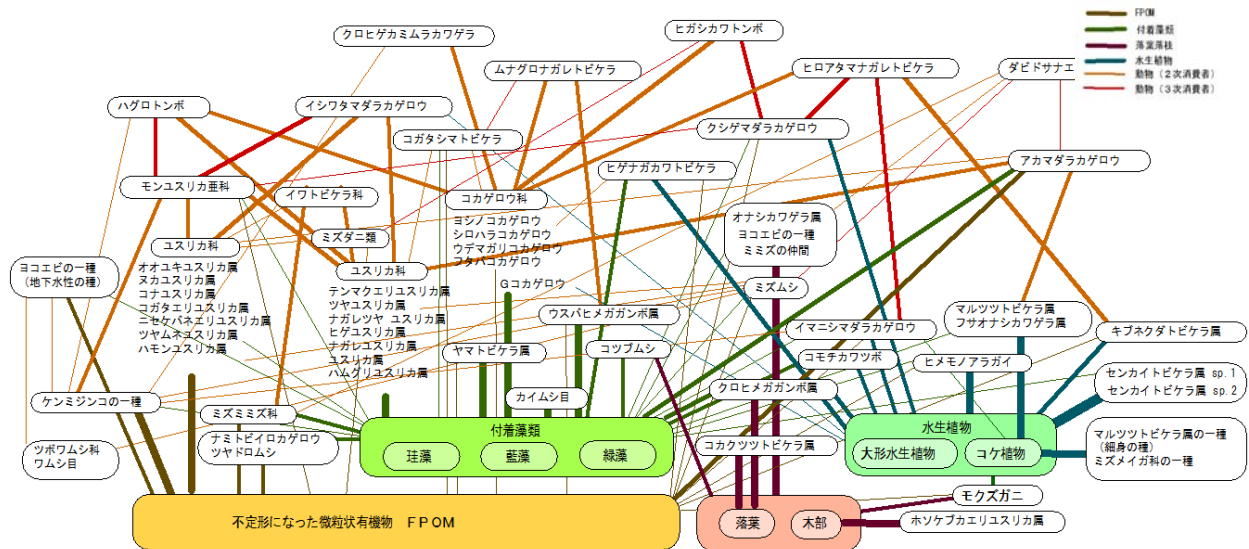
植物や菌類等の成分からつくられる医薬品の開発ができなくなる可能性があります。



種と種が繋がる食物網



生物は「食う-食われる」という関連で結びつき、そのつながりは次々と続いていきます。これを食物網と呼びます。すべての生物が他の種と食物網でつながっています。そのため、一つの種が失われると他の多くの種にも影響が出ることになります。



柿田川の底生動物群集における食物網図

【資料：「柿田川の自然、湧水河川を科学する」（柿田川生態系研究会・三島次郎編、竹門康弘、2010（平成22年））】

第2節 ふじのくに生物多様性地域戦略とは

2-1 戦略策定のねらい

地域戦略は、生物多様性を保全・活用し、継承していくための考え方を示すとともに、多様な主体に取組を広げていくことをねらいとしています。

■ 策定のねらい

本県は、気候が温暖で自然環境にめぐまれた、全国有数の生物多様性が豊かな地域です。そして、生物多様性のめぐみは、私たちの生活や産業だけではなく、心の豊かさをも支えています。

本県ではこれまでも、こうしためぐみの源泉である生物多様性を保全・活用し、継承していくための様々な取組を行ってきました。しかし、それらは計画的かつ総合的な方針に基づく対応というよりは、どちらかといえば対症療法的なものでした。自然環境を取り巻く状況が、地球規模で厳しさを増す中で生物多様性を保全・活用し、後世に継承していくためには、生物多様性に関する取組を計画的かつ総合的に推進していく必要があります。

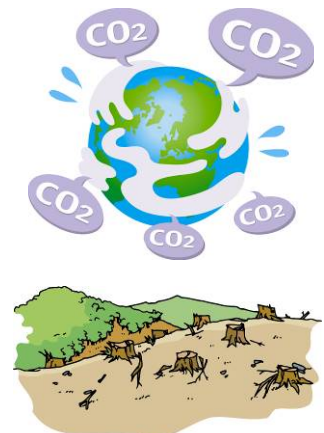
この戦略は、本県の生物多様性の将来像やその実現に向けた方策を示すとともに、行政だけでなく、県民や事業者、民間団体を含む多様な主体の自発的な取組として展開していくためのガイドラインとすることをねらいとして策定します。

具体的なねらいとして特に次の3つを掲げます。また、それぞれのねらいに対応する戦略の章立てを合わせて示します。

▶ 生物多様性に迫る危機を知る

→第1～2章参照

私たち“ヒト”は、生物多様性を構成する一員であると同時に、生態系を大きく改変しながら、そのめぐみに支えられ発展してきました。しかし、近年、開発や乱獲、里地里山の衰退、外来生物の侵入や化学物質による汚染、気候変動の激化等、環境問題は地球規模になり、本県の生物多様性もまた大きな危機に直面しています。このような状況の中で、まずはこの戦略の策定・推進の過程を通じて、県民一人ひとりが生物多様性のもたらすめぐみとそれに迫る危機を正しく知ることを目指します。



▶ 生物多様性の将来について考える

→第3章参照

地域の生物多様性は、その地域に固有の財産であり、それらがもたらすめぐみとともに後世へ継承していかなければなりません。そのためには、本戦略の策定・推進の過程を通じて生物多様性の将来像を明らかにするとともに、行政、県民、事業者、民間団体等の各主体が生物多様性に迫る危機の克服に向けて、それぞれが何をし、どう連携していくべきかを考え、話し合いながら、とるべき具体的方策としてまとめていきます。

▶ 生物多様性を守るために取り組む

→第4～6章参照

生物多様性に迫る危機のほとんどは、人の活動によってもたらされたものです。そのため、生物多様性に迫る危機を回避するためには、私たちがそれぞれの役割を担いつつ、連携・協働しながら生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けて実際に取り組んでいくことが重要です。

そこで、本戦略ではこれらの取組を計画的かつ総合的に実行するために必要なことやその方向性を示します。



■ 戦略策定の方針

戦略策定の方針として、以下のものを掲げます。

- 本県の生物多様性に関する現状と課題を的確に記載するとともに、生物多様性の保全とそのめぐみの持続的享受を実現するための方策を総合的・体系的にまとめる。
- 課題解決に向け、優先度を考慮しながら、実効性を担保できる内容とする。
- 県として全庁的な取組とするため、庁内会議等により連携を図り、各所属が主体的に取り組む。
- 県民や地域の取組を第一義的に支える市町との連携を密にし、施策の整合性を図る。
- 戦略は行政だけでなく、県民や事業者、民間団体等の多様な主体が一体となって推進するものであるため、策定の段階から県民や事業者等の参画を進める。
- 本県の生物多様性の保全に重要な地域や生態系を選定して方向性を提示する。
- 戦略の記述は多くの県民・事業者等にも理解できるよう、平易な表現に努める。

2-2 地域戦略に関連した近年のできごと

本県ではこれまで、静岡県版レッドデータブック・レッドリストの公表や静岡県希少野生動植物保護条例を施行するとともに、2016年（平成28年）3月には県立自然系博物館「ふじのくに地球環境史ミュージアム」が開館しました。

■ 静岡県版レッドデータブックの公表

絶滅のおそれのある野生生物についての理解を深め、適切な保護・保全を進めるため、2004年（平成16年）3月に「まもりたい静岡県の野生生物―県版レッドデータブック―」を公表しました。なお、公表から10年以上が経過したため、過去10年間における静岡県の生物多様性の動向を調査・集計するとともに、見直しを進めており、2018年（平成30年）度に新しいレッドデータブックの公表を予定しています。



静岡県版レッドデータブック

■ 静岡県希少野生動植物保護条例の施行

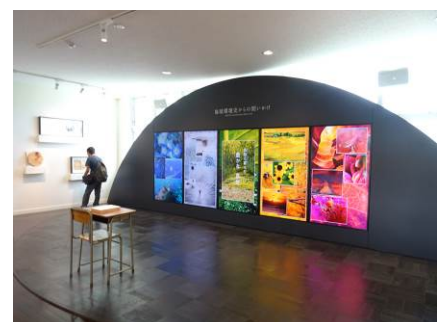
2011年（平成23年）4月に絶滅のおそれのある野生生物を保護するため、静岡県希少野生動植物保護条例を施行しました。地域ごとに調査を進め、これまで11種（ホテイラン、アカウミガメ、カワバタモロコ 等）を指定希少野生動植物に指定し、保護監視員による保護活動が進められています。

■ 富士山の世界遺産登録や南アルプスのユネスコエコパークへの登録

2012年（平成24年）には伊豆半島が日本ジオパークに、2013年（平成25年）には富士山が世界文化遺産、静岡の茶草場農法が世界農業遺産に、2014年（平成26年）には南アルプスがユネスコエコパークにそれぞれ登録され、国際的にも静岡県の自然の価値が再認識されるようになりました。

■ ふじのくに地球環境史ミュージアムの開館

全国で初めて地球環境史をテーマとする「ふじのくに地球環境史ミュージアム」（静岡市駿河区）が2016年（平成28年）3月に開館しました。生物多様性保全の前提となる「自然と人の関係の歴史をひもとき、未来のあり方を考える」拠点施設が活動を開始したことで、本県でも生物多様性に関する調査研究や情報発信及び環境教育の体制が整ってきました。



ふじのくに地球環境史ミュージアム



生物多様性の保全に関する動向

急速な生物種の絶滅に対する危機感、生物資源の消失への危機感等から、1992年（平成4年）6月にブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）に合わせ、初めて「生物多様性」という概念を採用した生物多様性条約が採択されました。

その後、生物多様性基本法が2008年（平成20年）6月に施行されるとともに、2010年（平成22年）には愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催されました。同会議では、生物多様性戦略計画2011-2020が採択され、2020年（平成32年）までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」が掲げられました。

また、東日本大震災等を踏まえ、愛知目標の達成に向けた国のロードマップとして、生物多様性国家戦略2012-2020が2012年（平成24年）9月に閣議決定されました。

年度	世界・国内の動向	静岡県内の動向
～2007 (H19)	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性条約の採択(1992年:H4) 生物多様性条約の発効(1993年:H5) 生物多様性国家戦略の閣議決定(1995年:H7) 新・生物多様性国家戦略の閣議決定(2002年:H14) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行(2004年:H16) 第三次生物多様性国家戦略の閣議決定(2007年:H19) 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県版レッドリストの公表(2003年:H15) 「まもりたい静岡県の野生生物-県版レッドデータブック-」発行(2004年:H16) 静岡県版レッドリストの更新(2004年:H16) 県立自然公園内で捕獲や採取等を規制する野生動物植物の指定(2005年:H17)
2008 (H20)	<ul style="list-style-type: none"> エコツーリズム推進法の施行 生物多様性基本法の制定 	
2009 (H21)	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性民間参画ガイドラインの公表 	
2010 (H22)	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性国家戦略2010の閣議決定 名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催及び愛知目標の合意 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県希少野生動物植物保護条例の制定
2011 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の施行 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県希少野生動物植物保護条例の施行 静岡県立自然公園条例の改正 ふじのくに環境教育基本方針の策定
2012 (H24)	<ul style="list-style-type: none"> 第四次環境基本計画の閣議決定 生物多様性国家戦略2012-2020の閣議決定 第4次レッドリストの公表 	<ul style="list-style-type: none"> ホテイアオイ、ホテイアツモリソウ、キバナノアツモリソウ、タカネマンテマ、キンロバイ(ハクロバイを含む)、オオサクラソウの6種を希少野生動物植物種に指定 伊豆半島ジオパークが日本ジオパークに認定
2013 (H25)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の後継プログラム「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」の採択 	<ul style="list-style-type: none"> カイコバイモを希少野生動物植物種に指定 「静岡の茶草場農法」が世界農業遺産に認定 「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」が世界文化遺産に登録
2014 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> IPCC(気候変動に関する政府間パネル)が「第5次評価報告書統合報告書」を発表 「外来種被害防止行動計画」の公表 	<ul style="list-style-type: none"> アカウミガメを希少野生動物植物種に指定 南アルプスがユネスコエコパークに登録
2015 (H27)	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行 環境省レッドリスト2015の公表 「生物多様性分野における気候変動への適応についての基本的考え方」の公表 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択、「持続可能な開発目標(SDGs)」の公表 ISO14001の改訂(ISO14001:2015) 「生態系を活用した防災・減災に関する考え方」の公表 	<ul style="list-style-type: none"> カワバタモロコ、ヤリタナゴを希少野生動物植物種に指定 第3次静岡県環境基本計画の見直し 「ふじのくに地球環境史ミュージアム」の開館
2016 (H28)	<ul style="list-style-type: none"> 環境省レッドリスト2017の公表 「森里川海をつなぎ、支えていくために」(提言)の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ヒメヒカゲを希少野生動物植物種に指定 駿河湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟承認
2017 (H29)	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性民間参画ガイドライン(第2版)の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県版レッドリスト2017の公表 ふじのくに生物多様性地域戦略の策定 「静岡水わさびの伝統栽培」が世界農業遺産に認定

コラム

持続可能な開発目標 (SDGs) ①

持続可能な開発目標 (SDGs) とは

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs) は、2015年 (平成27年) 9月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題する成果文書で示された具体的行動指針です。17の個別目標とより詳細な169項目の達成基準から構成されます。

SDGsを目指すことで経済・環境・社会の3つの側面を統合し、2030年に向けて持続可能な社会の実現を目指していくことが重要です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



- 目標 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4 すべての人々への包括かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う
- 目標 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8 包括かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク (適切な雇用) を促進する
- 目標 9 レジリエントなインフラ構築、包括かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る
- 目標 10 各国内および各国間の不平等を是正する
- 目標 11 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する
- 目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標 14 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
- 目標 15 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する
- 目標 16 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る
- 目標 17 持続可能な開発のための実施手段の強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

持続可能な開発目標 (SDGs) の17の目標

【資料：「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」(外務省) 平成29年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 (環境省、2017年 (平成29年))】



持続可能な開発目標 (SDGs) ②

SDGs の個別目標と生物多様性の関わり

SDGs の個別目標について、特に生物多様性と関わりがあるものを紹介します。

第4章では関連するSDGsの個別目標をアイコンで示しています。(P.98 参照)



- 生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象等に対する適応能力を向上させ、強靱な農業を实践 等



- 持続可能な開発のための教育により、学習者が持続可能な開発を促進するために必要な知識・技能を修得 等



- 山地、森林、湿地、河川、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復 等



- 経済・環境・社会面における都市部、都市周辺部、農村部間の良好なつながりの支援 等



- 化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を削減する
- 自然と調和したライフスタイル
- 持続可能な観光業 等



- 気候変動対策を戦略や計画に盛り込む
- 気候変動の緩和、適応に関する教育啓発 等



- 海洋ごみや富栄養化等による海洋汚染の防止
- 海洋および海岸の生態系の回復のための取組 等



- 森林減少の阻止、劣化した森林の回復、植林の増加
- 絶滅危惧種の保護
- 外来種の侵入防止 等

【資料：「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」(外務省)】

SDGs と事業者

既にSDGsに対応している民間事業者もあり、それらの取組は内外で高く評価されています。SDGsは、それぞれの事業者の本業、社会貢献事業、CSR(企業の社会的責任)活動の全てをSDGsで整理して、それを基に事業活動を再度見直すことができる機会にもなります。そうした行動をする事業者の姿勢が、投資家からも評価されるようになってきました。また、SDGsの達成を目指すことは、近年、消費者の興味・関心が高まっている環境配慮を強化し、実践することにもつながります。SDGsが自社の事業活動にとっても有益であることを認識する事業者の数は近年、増加しています。

→ 事業とSDGsとの関係や事業活動における取組方法等について解説したものと、**「SDG Compass」(SDGsの企業行動指針)**がある。

【資料：SDG Compass(グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン、2016年(平成28年))】



SDG Compass

SDGs と消費者

SDGsの17の個別目標には、「12 つくる責任 つかう責任」をはじめ、私たち消費者にも関わるものが含まれています。商品やサービス等の購入、使用、廃棄等の消費行動が環境に及ぼす影響も多いため、日常の生活の中でSDGsとどう関わるができるのか、考えていくことも必要です。

2-3 地域戦略の位置付け

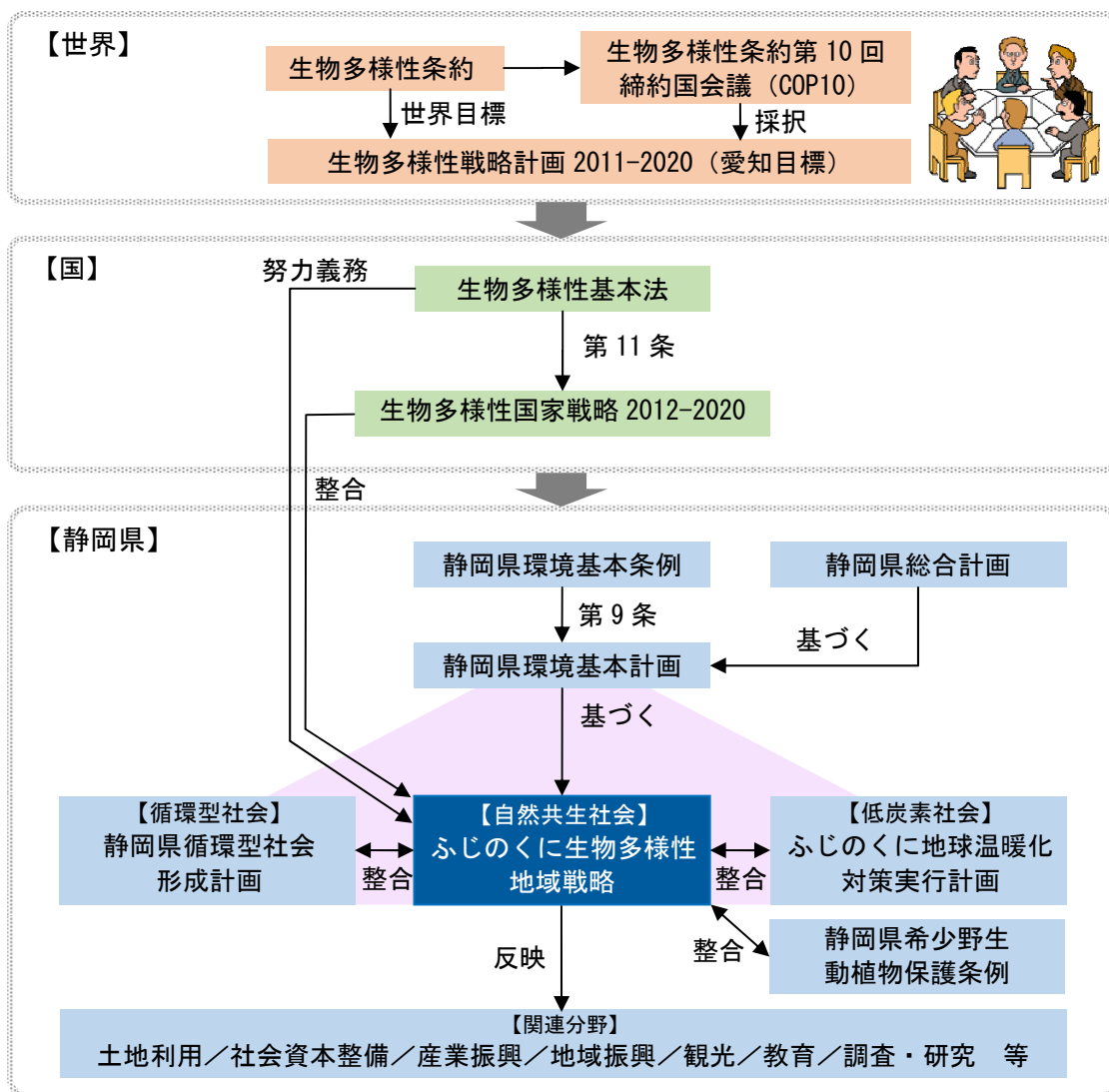
地域戦略は、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された生物多様性戦略計画2011-2020（愛知目標）や国の生物多様性国家戦略2012-2020等の基本的考え方と整合させながら、生物多様性の視点から静岡県環境基本計画を推進するものとし、さらには他の関連計画に生物多様性の考え方を波及させていくことを目指します。

■ 生物多様性国家戦略2012-2020の考え方と整合

地域戦略は、生物多様性基本法の第13条第1項で策定が努力義務となっている都道府県の地域戦略として位置付けます。また、国家戦略は国としての基本姿勢や具体的な活動指針を整理したものです。個々の環境問題について実際に対応するのは地域であることから、国家戦略を踏まえつつ、本県の地域特性に応じた戦略とします。

■ 生物多様性の視点から静岡県環境基本計画を推進

静岡県環境基本条例に基づく静岡県環境基本計画の目標の一つである「自然共生社会の実現」の考え方に沿って、生物多様性への取組への指針とします。また、生物多様性の分野から推進するための戦略であると同時に、環境基本計画の見直しにおける部門としての指針になります。さらに、他の関連計画に生物多様性への配慮を織り込むための指針となり、関連計画にも波及していくことを目指します。



地域戦略の位置付け

2-4 地域戦略の対象地域

地域戦略は静岡県全域を対象とします。

地域戦略の対象地域は、静岡県全域とします。ただし、生物多様性のつながりは行政区にとらわれないことから、必要に応じて、隣県や関連地域等の一部について含めます。

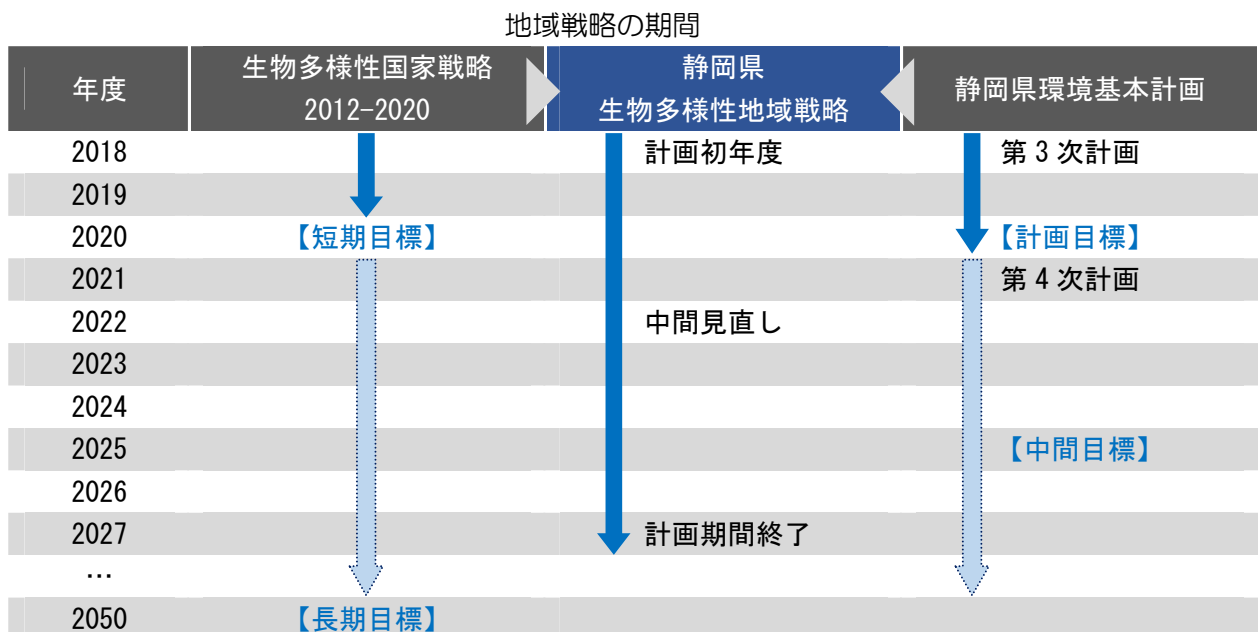
2-5 地域戦略の期間

地域戦略は長期的な科学的知見のもとで10年間を計画期間とし、概ね5年後に見直しします。

生物多様性は長期的な見通しを必要とするものであり、生態系は100年単位、1000年単位で変化を捉える必要があります。

本戦略では、長期的な視点に立った科学的知見のもとで、2018（平成30年）年4月1日から2028年3月31日までの10年間を具体的な計画期間とします。

状況は常にモニタリングする必要がありますが、概ね5年後には全体の見直しを行うものとします。



※国の「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、「生物多様性条約戦略計画 2011-2020（愛知目標）」を踏まえて、短期目標を2020年、長期目標を2050年と設定しています。

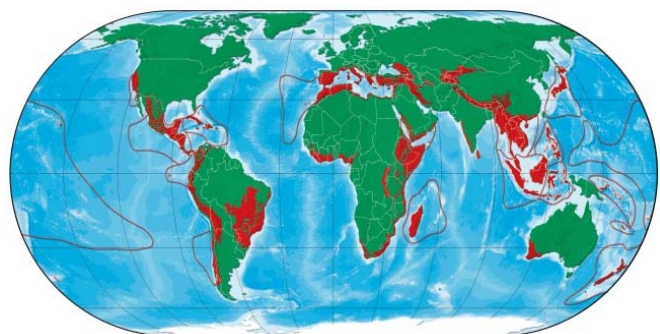


コラム

生物多様性ホットスポット

維管束植物（コケ類や藻類を除いた、被子植物、裸子植物、シダ植物等）の固有種が1,500種以上生育し、高い生物多様性を有する一方で、自然植生が70%以上損なわれていて破壊の危機に瀕している地域を「生物多様性ホットスポット」といいます。世界で35の地域が指定されており、日本もその一つに入っています。

【資料：平成22年版環境白書（環境省）ほか】



生物多様性ホットスポット